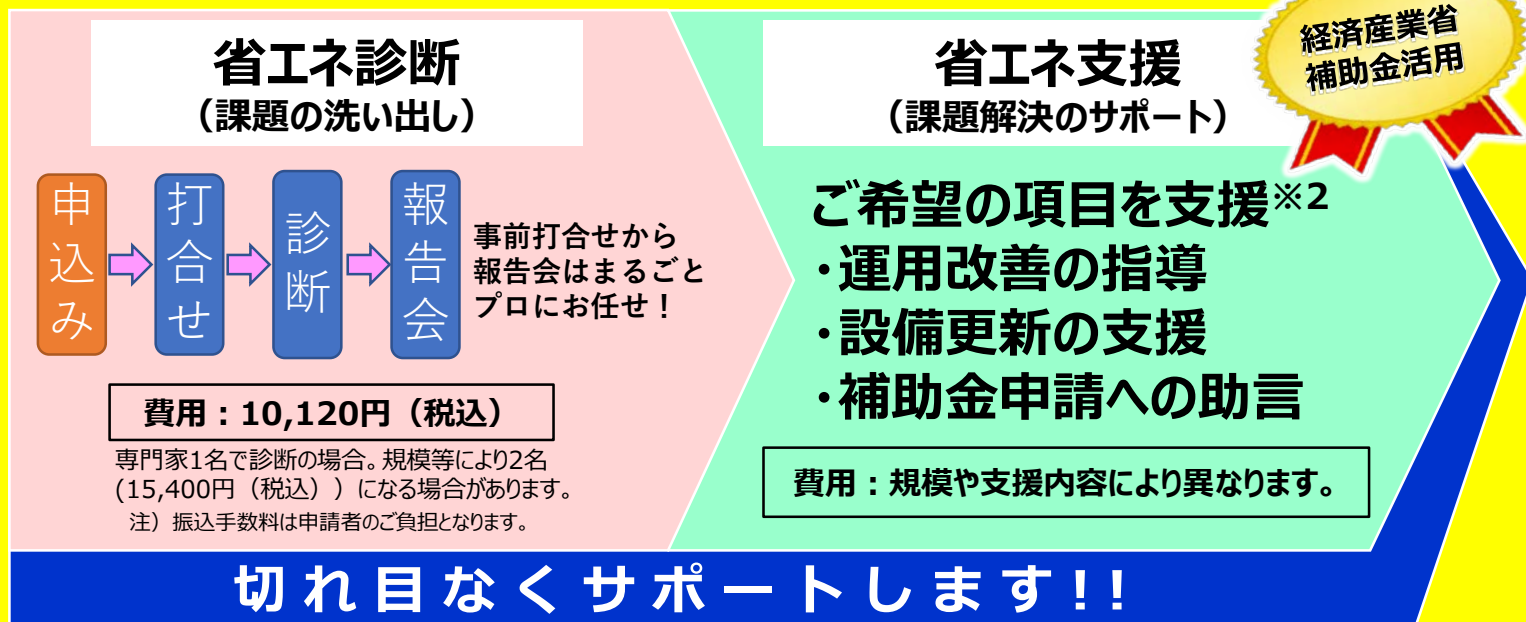


大阪府内の中小事業者のみなさま

おトクに光熱費削減と カーボンニュートラルを実現！

大阪府と連携した省エネのプロ※1がサポート

省エネサポートの流れ(例)



電気・ガスなどの年間エネルギー使用量をご用意いただき、お申込みください！

お申込みはこちらから



QRコードが利用できない方は、裏面の申込書を、電子メール又はFAXで、大阪スマートエネルギーセンターまでお送りください。

利用者の声

- ・LED化でこんなに光熱費が下がるなんて驚いた
- ・変圧器の更新が補助金の対象とは知らなかった
- ・コストがかからない提案をもらえてよかった

申込期限

令和4年11月30日(水)

(申込はお早めをお願いします。今年度実施できない場合があります。)

本事業は、経済産業省の「地域プラットフォーム構築事業」を活用しています。

※1 省エネお助け隊：(一社)カーボンマネジメントイニシアティブ、(一社)省エネプラットフォーム協会、ダイキン工業(株)、(株)みのりアソシエイツ
詳しくは大阪府HP参照：<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/es-whole-support.html>

※2 要望をお聞きして支援項目を決定します。国の補助によりおトクな費用で支援を受けられます。補助金の申請代行及び設備更新等にかかる費用は別途必要です。

気になった方は今すぐ!! おおさかスマートエネルギーセンター まで



おおさかスマートエネルギーセンターは大阪府と大阪市の共同設置です。

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課内

TEL 06-6210-9254 FAX 06-6210-9259

<https://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/>

おおさかスマート

検索



令和4年度 省エネコストカットまるごとサポート事業 申込書 (おおさかスマートエネルギーセンターあて)

■ 枠内をご記入のうえ、EメールまたはFAXで送付してください。

メール: eneseisaku-01@gbox.pref.osaka.lg.jp FAX: 06-6210-9259

(1)個人情報の取扱いについて 収集した個人情報は、おおさかスマートエネルギーセンター及び当センターからサポート依頼した省エネお助け隊（4者のうちのいずれか）が、以下に掲げる目的のみで使用します。①本事業の実施に係る連絡調整業務、②本事業で実施するサポート業務、③省エネお助け隊から補助金の執行機関（（一社）環境共創イニシアチブ）への実績報告、④当センターから御社への補助金情報の提供
 (2)以下の点について、ご了承願います。①当センター職員がサポートに立会うこと、②今後の当センターの業務に活用するためサポート実施後の省エネお助け隊からの実施報告書（写）及びアンケートの回答（写）を当センターが入手すること

ご了承頂ける場合、右のチェック欄にをしてください。 ⇒

チェック欄

事業者名					
所在地	〒				
電話	-	-	-	-	-
FAX	-	-	-	-	-
Eメール	@				
担当者	所属：		氏名：		
対象事業所名					
所在地	〒				
業種・用途	事務所	商業ビル	ホテル	病院	学校
	工場【主な製造品目				】 その他【
延床面積	㎡	建築階数	地下	階、地上	階
企業規模	中小企業 ^{※1}		その他 ^{※2}		
	<small>※1「中小企業基本法」で規定されている事業者</small>		<small>※2 大企業・学校法人・医療法人・福祉法人等はその他になります</small>		
電力の契約種別 ○をつけてください	高圧	・	低圧	・	その他
年間エネルギー 使用量 (記入必須)	電気	kWh (約 万円)			
	ガス	m ³ (約 万円)			
	その他	種類：	kL (約 万円)		
特にサポートを希望する事項 ○をつけてください	全般 ・ 照明 ・ 空調 ・ 熱利用 ・ 設備 () その他 (補助金申請、)				
お助け隊の希望の有無 希望ありの場合は表面記載の 事業者名をご記入ください	<input type="checkbox"/> 希望なし		お助け隊 <input type="checkbox"/> 希望あり []		
この事業を知ったきっかけ ○をつけてください	HP ・ ちらし ・ メルマガ () ・ 団体からの紹介(団体名) 金融機関からの紹介 (金融機関名) ・ その他 ()				

《今後の事務の流れ》

本申込書の受付後、お申込順に当センターから担当の省エネお助け隊をご案内します。その後、省エネお助け隊から直接ご連絡を差し上げ、サポートの打合せをいたします。なお、受付状況等により、サポートをお受けできない場合もございます。

※電気・ガス・その他エネルギー使用量の月別明細を1年間分提出いただきます。

《注意事項》

契約種別（電力）が従量電灯のみの場合は申込みの対象外となります。

原則として、大企業であって年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業所は、本事業の対象にはなりません。